

水道施設工事に係る格付業者の発注金額区分について

当企業団においては、格付業者に発注する場合、「企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程」の別表第2に基づき、発注予定金額に応じて選定しているところではありますが、そのうち「水道施設工事」につきましては下記のとおり発注金額を平成30年4月1日から変更しますのでお知らせいたします。

記

1 対象工事

当企業団が発注する「水道施設工事」

2 変更点

変更前	水道施設工事	A	1,500万円以上
		B	1,500万円未満



変更後	水道施設工事	A	1,800万円以上
		B	1,800万円未満

3 施行日

平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事から適用

お問い合わせ先 総務課管財係 電話0225-95-6713